

# 一般社団法人日本スタートアップ監査役等協会

## 会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本スタートアップ監査役等協会（以下、「当法人」という。）の会員の入退会及び権利義務等について定めるものである。

(会員)

第2条 当法人の会員は、次の4種とする。

(1) 社員会員

社員会員は、当法人の社員となる個人又は法人として社員総会において承認され、別に定める入会手続を経た者をいう。

(2) 法人会員

法人会員は、当法人の目的に賛同し、次のいずれかに該当する法人であって、別に定める入会審査手続によって承認された者をいう。

- ① 監査役を選任している、又は、選任を予定している株式会社
- ② 監査等委員会設置会社である、又は、監査等委員会設置会社への移行を予定している株式会社
- ③ 指名委員会等設置会社である、又は、指名委員会等設置会社への移行を予定している株式会社

(3) 個人会員

個人会員は、当法人の目的に賛同し、次のいずれかに該当する又は就任を予定している個人であって、別に定める入会審査手続によって承認された者をいう。

- ① 監査役
- ② 監査等委員（取締役）
- ③ 監査委員（取締役）

(4) 賛助会員

賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助する個人又は団体であって、別に定める入会審査手続によって承認された者をいう。

(入会申込みと承認・不承認)

第3条 会員となろうとする者は、当法人所定の入会申込書を当法人所定の方法により提出し、入会申込みを行わなければならない。

2 当法人は、別に定める入会審査手続により会員としての入会の是非を審査したうえで、入会を承認する。ただし、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会を承認しないことがある。

(1) 当法人の目的に賛同していない

- (2) 過去に当法人の除名処分を受けたことがある
- (3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記又は記入洩れがある
- (4) 暴力団等反社会的勢力に所属又は関係している
- (5) その他受付時又は審査時に不適切と判断されたとき

3 前項により入会申込みが承認された者の会員としての資格は、入会金（本規約第4条第1項で定義される）及び年会費（本規約第5条第1項及び第2項で定義される）が当法人の指定する銀行口座に入金された日から生ずるものとする。

4 当法人は、入会申込みが不承認とされた場合、入会申込みを行った者に対して一切責任を負わないものとし、かつ、入会申込みが不承認とされた理由を説明又は開示する義務を負わないものとする。

#### （入会金）

第4条 入会する者は、入会の承認後速やかに入会金を支払わなければならない。

2 入会する者は、以下の区分に従って入会金を前納しなければならない。

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 社員会員（法人） | 金 3 万円  |
| (2) 社員会員（個人） | 金 1 万円  |
| (3) 法人会員     | 金 3 万円  |
| (4) 個人会員     | 金 1 万円  |
| (5) 賛助会員     | 金 30 万円 |

#### （年会費）

第5条 入会する者は、入会の承認後速やかに入会する年度の年会費を支払わなければならない。入会する年度の年会費は、原則として次項に定める全額を支払うものとするが、個人会員については、当該年度の1月から6月に入会が承認された会員は全額、7月から12月に入会が承認された会員は半額を支払うものとする。

2 会員は、以下の区分に従って年度ごとに年会費を前納しなければならない。

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 社員会員（法人） | 金 2 万円  |
| (2) 社員会員（個人） | 金 1 万円  |
| (3) 法人会員     | 金 2 万円  |
| (4) 個人会員     | 金 1 万円  |
| (5) 賛助会員     | 金 60 万円 |

3 社員会員（法人）及び法人会員は、自己に所属する監査役等を1人以上登録するものとし、複数人登録する場合には、2人目から1人当たり金1万円を前項の年会費に加算するものとする。

4 年会費は、原則として当法人発行の請求書による前納一括払いとし、前年度12月31日を支払期日として、当法人が指定する銀行口座に振込みによって入金をするものとする。

5 一度納められた会費等については、如何なる理由をもっても返還しない。

(会員の権利)

第6条 各会員の権利は、別紙のとおりとする

(会員の義務及び禁止事項)

第7条 会員は、以下の各号に定める義務を負う。

- (1) 当法人の目的に賛同すること
- (2) 当法人の本規約その他の諸規程、並びに、社員総会及び理事会の決定に従うこと
- (3) 当法人の入会金及び年会費を本規約第4条及び第5条の期限までに支払うこと

2 会員は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 当法人の目的に反する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 当法人の承認のない当法人名での活動又はその準備を目的とする行為
- (3) 当法人の運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- (4) 当法人の信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 当法人に対して虚偽の申告又は届出を行う行為
- (6) 本規約に違反する行為
- (7) その他、当法人が不相当と判断する行為

(会員資格の有効期間)

第8条 会員資格の有効期間は、1月1日（当法人に入会した際の有効期間の始期は、本規約第3条第3項の日）から同年の12月31日までとする。

2 有効期間満了日の1か月前までに、当法人又は会員より相手方に対し、書面又は電子メールによる特段の意思表示がない場合には、さらに本規約に基づく会員資格の有効期間を1年間自動で更新するものとし、以後も同様とする。

(任意退会の手続き)

第9条 会員は、1か月以上前までに当法人所定の退会届を当法人所定の方法によって届け出ることにより、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本規約第9条に基づき任意退会したとき
- (2) 年会費の納入が6か月以上未納であるとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受け又は解散（合併による解散を含む）したとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 本条第2項に基づき、除名されたとき
- (6) 会員資格を継続する意思の有無に関する当法人の問合せに対し継続の意思がないと回答したとき又は1か月以上回答をしなかったとき

2 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議によって当該会員を除名することがある。

- (1) 本規約に違反した場合又はその恐れのある場合
- (2) 公序良俗に反する行為、又はその恐れのある行為をした場合
- (3) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
- (4) 反社会的勢力等に該当し、又は反社会的勢力等と関係を有した場合
- (5) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (6) その他除名すべき正当な事由がある場合

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が本規約第 10 条の規定によりその資格を喪失した時は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に支払った会費等その他の拠出金は、これを返還しない。

(通知及び連絡先)

第 12 条 会員は、入会申込み時に名称（氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先情報を当法人に登録するものとする。かかる情報に変更があった場合には、速やかに当法人の事務局に対して当法人所定の方法によって通知するものとする。ただし、当該通知を会員が怠ったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

2 本規約に基づく当法人から会員に対する通知その他の連絡は、電子メール又は書面をもって行うものとする。この場合、当法人は、登録された会員の連絡先に通知することをもって通知が行われたものとみなす。

3 当法人は、会員に対する通知に関しては、当法人の Web サイト上に通知内容を公表することをもって、前項の通知に代えることができるものとする。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなす。

4 本規約に基づく会員から当法人に対する通知その他の連絡は、当法人が別途定める場合を除き、書面又は当法人の電子メールアドレスに対する電子メールによるものとする。

5 前項の通知が電子メールによって行われた場合は、当法人が判読できる状態で当該電子メールが到達した時点をもって、当法人に到達したものとす。

(個人情報の取り扱い)

第 13 条 当法人は、会員の個人情報を「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び理事会の決議により定める個人情報保護方針に従い、適切に管理するものとする。

2 会員は、当法人に登録した電子メールアドレスその他の個人情報を以下の目的で利用することに同意するものとする。

- (1) 当法人に関する情報提供及び関連するイベント等の案内及び依頼のため
- (2) 当法人の活動・サービスの充実及び改善のための調査・研究等に利用するため

(3) 会員への会費に関する確認のため

(4) 会員種別・登録組織名・所属及び役職に関して、会員一覧等を作成し、開示するため

(権利帰属)

第 14 条 当法人が提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権その他の知的所有権は、すべて当法人に帰属するものとし、会員は、これを無断で利用することはできない。

2 会員は、当法人の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等当法人から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部又は全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等を行うことはできない。

3 前 2 項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとする。

(免責及び損害賠償)

第 15 条 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当法人は、間接損害・特別損害・逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず責任を負わないものとする。

2 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(規定の追加・変更)

第 16 条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。

2 当法人は、理事会の決議により、本規約の全部又は一部を変更することができる。当法人により変更された本規約は、当法人の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後、会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとする。

(準拠法及び合意管轄)

第 17 条 当法人の活動又は本規約に関して、会員に疑義が生じた場合には、当法人の理事会に協議を申し入れるものとし、双方が誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

2 当法人の活動又は本規約に関して、会員と当法人の間で紛争、訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。

3 会員と当法人の間に訴訟等が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

第 1 条 本規約は 2025 年 3 月 28 日から施行する。(2025 年 3 月 28 日理事会承認)

別紙（各会員の権利）

	社員会員（法人）	社員会員（個人）	法人会員	個人会員	賛助会員
社員総会への出席	可		不可		
当法人WEBサイトの会員専用ページの閲覧	可 ※ 会員種別に応じた閲覧制限を設けることがある。				
当法人WEBサイトでのサービス紹介ページのリンク掲載	不可				可
当法人が主催する委員会活動等への参加	可 ※ 会員種別に応じた閲覧制限を設ける、又は、当法人の指名した会員に限定することがある。				
当法人が主催するセミナー・研修・交流会・相談会等への参加	可 ※ 会員種別に応じた参加制限を設けることがある。				
当法人会員向けのセミナーの開催	不可				可 ※ 回数制限あり
監査役等の求人情報の掲載	可 ※ 要手数料	不可	可 ※ 要手数料	不可	可 ※回数制限あり
監査役等の求人情報の閲覧・応募	不可	可	不可	可	不可